

〔議案第 37 号 寝屋川市公の施設に係る指定管理者の
指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会
規則について〕

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
の施行に関する教育委員会規則

教育委員会が所管する公の施設に係る寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成29年寝屋川市条例第 号)の施行その他の指定管理者の指定の手續等については、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成29年寝屋川市規則第 号)の規定その他の市長が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手續等の例による。

附 則

この規則は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行の日から施行する。